# 令和５年度　第３回西宮市農業委員会総会議事録

**１．日時**：　令和５年６月２０日（火）　午後２時３０分から午後３時２０分まで

**２．場所**：　西宮市役所　第二庁舎６階　Ｂ６０１会議室

**３．出席者**：

【委員】（１３名）

（会長）　１番　松本　俊治
（委員）　２番　庄治　郁夫
３番　吉井　幸弘
４番　二本松　義人
５番　吉村　修
６番　川東　弘之
７番　奥村　幸弘
８番　前田　豊
９番　大前　有三
１０番　髙田　孝
１１番　光岡　大介
１２番　松本　彌生
１４番　茶谷　巖

【事務局】

（事務局長）上野 孝弘　（主査）松谷 卓人　（主査）中田 奈緒美　（主査）増尾 尚之
（産業文化局長）長谷川 賢司　（産業文化総括室長）杉原 和彦

**４．欠席者**：１名

**５　傍聴者**：０名

**６．議事案件**：

【議案第７号】　令和４年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（素案）について
〈審議結果：承認〉

【議案第８号】　令和５年度最適化活動の目標の設定等（素案）について
〈審議結果：承認〉

【議案第９号】　生産緑地法第１０条の規定に基づく生産緑地に係る農業の主たる従事者証明書交付の件
〈審議結果：承認〉

【報告第９号】　農地法第４条第１項第７号の規定に基づく届出受理の件

【報告第１０号】 農地法第５条第１項第６号の規定に基づく届出受理の件
【報告第１１号】 引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件

## ７．議事内容

午後２時３０分　開始

議長　　ご出席の皆様、本日は御苦労様でございます。
定刻になりましたので、ただいまから、農業委員会総会を開会します。
本日の出席委員は１３名です。定足の過半数に達していますので、本日の農業委員会総会は、成立しています。
それでは、議事録署名委員について、私から指名させていただくことにして御異議ありませんか。

委員　　（異議なし）

議長　　異議なしとのことですので、７番奥村委員と、９番大前委員を議事録署名委員に指名します。
それでは、これより議案の審議に入ります。
まず、議案第７号「令和４年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（素案）について」、及び議案第８号「令和５年度最適化活動の目標の設定等（素案）について」を上程いたします。
事務局の説明をお願いします。

事務局　議案第７号と第８号については、関連していますので一括して説明いたします。
【議案書朗読】
まず、概要を説明いたします。
議案第７号については、令和４年度中に農業委員会による最適化活動の目標を設定したことについて、設定した目標の達成状況を点検・評価し、その結果を公表するとともに、都道府県知事に報告することが求められています。
また、議案第８号については、令和４年度の目標の達成状況を踏まえて、令和５年度の目標を設定することになります。
それでは、資料の説明をいたします。先月の協議会の場でお伝えした内容に若干の修正を加えております。
資料１ページ「議案第７号」と右上に書かれている『令和４年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表』（素案）をご覧ください。
【議案第７号資料説明】
引き続きまして、「議案第８号（素案)」と右上に書かれている資料『令和５年度最適化活動の目標の設定等』（素案）をご覧ください。
【議案第８号資料説明】
以上で議案の説明を終わります。

議長　　事務局の説明は終わりました。本件に対してご質問、ご意見はございませんか。

委員　　（質問、意見なし）
なければ、議案第７号「令和４年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（素案）について」、及び議案第８号「令和５年度最適化活動の目標の設定

等（素案）について」につきましては、承認し公表することにして御異議ございませんか。

委員　（異議なし）

議長　御異議がないようですので、議案第７号、及び議案第８号につきましては、承認し公表することとします。

続きまして、議案第９号「生産緑地法第１０条の規定に基づく生産緑地に係る農業の主たる従事者証明書交付の件非農地証明書交付の件」を上程します。

事務局から説明をお願いします。

事務局　議案第９号について説明いたします。

【議案書朗読】

生産緑地として指定されております本申請地の、農業の主たる従事者が資料の通り、農業に従事することができなくなったため、市長に対して生産緑地の買取り申出をするにあたり、生産緑地法第１０条の規定に基づき、農業委員会に対し、当該生産緑地に係る農業の主たる従事者に該当することについての証明書の交付申請がなされたものです。以上で議案の説明を終わります。

議長　事務局の説明は終りました。次に、地元委員の説明をお願いします。

吉井委員、お願いします。

吉井委員　議案第９号についてご説明いたします。申請農地については、配布資料のとおりです。この農地は、耕作地として適正に管理されています。

以上で、地元委員の説明を終わります。

議長　地元委員の説明は終わりました。

本件に対して御質問、御意見はありませんか。

委員　（質問、意見なし）

議長　なければ、議案第９号「生産緑地法第１０条の規定に基づく生産緑地に係る農業の主たる従事者証明書交付の件非農地証明書交付の件」につきましては、交付することにして、御異議ありませんか。

委員　（異議なし）

議長　御異議がないようですので、議案第９号につきましては、交付することとします。

これより、報告案件に入ります。まず、報告第９号「農地法第４条第１項第７号の規定に基づく届出受理の件」を上程します。

事務局から説明をお願いします。

事務局　報告第９号について説明いたします。

【議案書朗読】

農地は市街化区域内にあり、添付書類も含め法定要件を完備しておりましたので、事務局長専決により、届出を受理しましたので、報告いたします。

以上で説明を終わります。

議長　事務局の説明は終わりました。

本件に対して御質問、御意見はありませんか。

委員　（質問、意見なし）

議長　質問もないようですので、本報告は、この程度にとどめます。

続きまして、報告第１０号「農地法第５条第１項第６号の規定に基づく届出受理の件」を報告します。事務局の報告をお願します。

事務局　　報告第１０号について説明いたします。

【議案書朗読】

農地は市街化区域内にあり、添付書類も含め法定要件を完備しておりましたので、事務局長専決により、届出を受理しましたので、報告いたします。

議長　　事務局の報告は終わりました。本報告に対し、御質問はありませんか。

委員　　（質問なし）

議長　　質問もないようですので、本報告は、この程度にとどめます。

続きまして、報告第１１号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件」を報告します。事務局の報告をお願いします。

事務局　　報告第１１号について説明いたします。

【議案書朗読】

現地調査の結果、すべて農地として耕作されていることを確認し、会長専決により証明書を交付しましたので、報告いたします。

議長　　事務局の報告は終わりました。本報告に対し、御質問はありませんか。

委員　　（質問なし）

議長　　質問もないようですので、本報告は、この程度でとどめます。

以上で、本日予定しておりました報告案件はすべて終了しました。

これをもちまして、本日の農業委員会定例総会を閉会します。

午後３時２０分　終了

上記議事録を正当と認め、署名する。

（議長）

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（委員）

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（委員）

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿